

お問い合わせの前に必ずご一読下さい。

市街化調整区域の土地には原則として建物の建築および宅地の造成はできません。



- 市街化調整区域内でも【10年特例用地】既存集落を含む大字か近隣大字に10年以上住むなど一定の要件を満たした方は建築が可能です。建築可能な場合があります【区域指定制度】区域指定制度は、区域指定地内であれば、集落の出身要件等を問うことなく、誰でも住宅など一定の用途が建築できます。【既存宅地】既存宅地を取得している場合は建築が可能です。等、詳しくはお問い合わせ下さい。

●建築条件付の土地は売買契約後3ヶ月以内に当社か当社の代理人と建物の建築請負契約を締結することを条件に販売します。この期間内に建築請負契約を成立しなかった場合は、土地売買契約は白紙となり、受領した手付金などの代金は全てお返しします。●地区計画の土地は建築協定により地区計画が定められているため建物や土地の利用に制限があります。●地目が畑・田の場合は農地法第5条の転用許可申請が必要となります。●利回り計算は「年間収入（満室時）÷購入代金」です。公租公課その他物件を維持するために必要な費用は控除されていません。また、年間収入額は保証されているものではありません。※仲介物件については成約の際に規定の仲介手数料と消費税が別途必要となります。※図面と現況の相違がある場合は現況が優先となります。※広告の制作期間中に売却済の場合はご容赦ください。